

## 平成30年度第1回東大阪市自立支援協議会 議事録

【日時】平成30年5月17日（木）15時から17時まで

【場所】希来里 3階 大会議室

【出席者】

（協議会委員）

新崎委員（会長）・八尾委員・和泉委員・滝川委員・中西委員・石田委員・高橋昌委員・玉置委員・地村委員・西川委員・赤木委員・東野委員・坂田委員・今井委員・岩本委員・島岡委員・平田委員・高橋和委員・立花委員

（オブザーバー）

鹿野委員・新里委員

（事務局）

乾（くらし部会長）・坂本（権利擁護部会長）・林（地域生活移行部会長）・檜尾（前発達障害支援部会長）・唐渡（こども部会長）・菊地（子どもすこやか部）・薬師川（こども見守り課）・矢野（労働雇用政策室）・山本（健康づくり課）・桑田（母子保健・感染症課）・和田（福祉企画課）・寺岡・森・高品・手嶋・金崎（障害者支援室）・山崎（自立支援協議会事務局長）・児玉・安淵・北・米山・飯田・山本・池上（基幹相談支援センター）

【次第】

- 1 東大阪市自立支援協議会会長等の選任について
- 2 東大阪市自立支援協議会運営規約の改正について・・・（資料1，2）
- 3 第5期東大阪市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について・・・（資料3）
- 4 委託相談支援事業・ケア連絡会・当事者中心の会からの報告・・・（資料4）
- 5 各部会からの報告・・・（資料4）

【資料】

資料1 東大阪市自立支援協議会運営規約改定（案）

資料2 東大阪市自立支援協議会組織関係図（案）

資料3 第5期東大阪市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画・概要版

資料4 平成30年度第1回東大阪市自立支援協議会全体会資料集

(事務局：森・障害者支援室)

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回東大阪市自立支援協議会を開催させていただきます。委員の皆様方にはご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、司会を担当させていただきます、障害者支援室障害施策推進課の森でございます。よろしく願いいたします。

なお、本市におきましては、地球温暖化防止対策の取り組みとして、クールビズを推奨しており、本日はノーネクタイでの出席となっておりますのでご了承ください。

はじめに、欠席委員のお知らせをいたします。

小林委員、西村委員、勝山委員、宮川委員、小島委員、坂東委員、河内委員、岩本委員、オブザーバーの新里委員から欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

あらかじめお送りしております資料として、本日の会議の次第、こちらは机の上に置かせていただいております。

資料1 東大阪市自立支援協議会運営規約

資料2 平成30年度自立支援協議会組織関係図

資料3 第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画の概要版

資料4 自立支援協議会全体会資料集

こちらの方が事前にお送りしました資料となっております。

また本日の追加資料といたしまして、委員名簿、配席表、障害福祉計画の冊子と、自立支援協議会関係法令の抜粋資料、またリージョンごとの委託相談のデータ、ちよつと地図が載っています一枚物の紙、こちらを本日の資料として机の上に置かせていただいております。不足等ございましたら挙手をお願いいたします。

また、この度新規または交代で委員となられた方につきましては、委嘱状の交付は省略させて頂きまして、各委員宛の委嘱状を机の上に置かせていただいておりますのでご確認をお願い致します。資料の確認は以上でございます。

(事務局：森・障害者支援室)

それでは議案に入る前に、人事異動などで今年度新たに協議会委員に委任または任命された方のご紹介をさせていただきます。

大阪教育大学教育学部教授 新崎 国広委員

生活支援センターあいん所長 八尾 有里子委員

府立東大阪支援学校長 坂田 定之委員

府立交野支援学校四條畷校准校長 赤木 瑞枝委員

府立たまがわ高等支援学校長 長谷川 陽一委員（欠席）

府立八尾支援学校長 東野 裕治委員

尚、本市におきまして、人事異動で代わられた方をご紹介します。

福祉部長 高橋 和子委員

健康部長 島岡 正之委員

本日は欠席ですが、教育委員会学校教育部長 岩本 秀彦委員も今回から委員となりました。

こちらの方が新たに任命を受けましたので報告させていただきます。

続きまして、恐れ入りますが各委員の皆様方には自己紹介をして頂きたいと思っております。日頃の業務についてなど、何かお一言でもご紹介を頂ければと思いますので、すみませんけれども新崎委員から順番に、よろしく願いいたします。

#### (新崎委員)

大阪教育大学の新崎と申します。東大阪市では地域福祉活動計画の策定のお手伝いをさせていただいているのと、それからコミュニティーソーシャルワーカー（以下、CSW と表記）のスーパーバイザーとして関わらせていただいています。また、これからも宜しく願い致します。

#### (八尾委員)

今年度、委託相談支援センターの連絡会の代表をさせていただきます、東地域のBリージョンの担当をしております生活支援センターあいん、センター長の八尾と申します。どうぞよろしくお願い致します。委託相談支援センターは平成 29 年 10 月 1 日より、プロポーザル方式で新たに委託相談支援センターとして改名をして半年スタートしたばかりなんですけれども、本日はそういう事も含めて、少し皆様の方に、報告と計画の方をお伝えさせて頂けたらなと思っておりますので、どうぞ宜しく願い致します。

#### (和泉委員)

社会福祉法人草の根共生会の和泉と申します。こちらの方には障害福祉サービス事業所連絡会の代表として参加させていただいています。普段はうちの法人は知的

障害の方をメインに、日中の作業所であったりとか、グループホームの運営等をしています。簡単ではありますが以上です。

(滝川委員)

東大阪障害児者福祉施設連絡会会長の滝川峰子です。宜しくお願いします。社会福祉法人創思苑に所属しております。知的障害をお持ちの方の生活支援を中心にした活動を行っています。よろしく申し上げます。

(中西委員)

障害がある子供さんたちの支援をしていれば、最近、聞かない日はないと思いますが、放課後等デイサービス・児童発達支援などの障害児通所施設支援連絡会の会長をしております中西です。どうぞよろしくお願い致します。

(石田委員)

社会福祉法人つむぎ福祉会石田と言います。名簿の方には東大阪市若者サポートステーションと書いてますけども、昨年度から中河内地域若者サポートステーションということで名前を変えて、若者の支援を中心に引きこもりの方の支援であったり、やらせてもらっております。障害福祉の方も一部関わらせてもらっております。よろしく申し上げます。

(高橋委員)

大阪弁護士会の高橋と申します。大阪弁護士会では、高齢者・障害者の委員会に所属をしております、主に触法障害者の関係の事をやっております。よろしくお願い致します。

(玉置委員)

公募委員の玉置健治です。普段は近鉄河内小阪駅近くにあります就労継続支援 A 型事業所 アイデアサポートというところで勤務いたしております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(地村委員)

皆さんこんにちは。名簿で言うと 9 番のところになります。公募委員の地村貴士と言います。普段は委託の相談支援事業所、自立支援センター『ぱあとなあ』で、当事者の相談員として活動してます。よろしく申し上げます。

(西川委員)

公募委員の西川香里です。NPO 法人びよびよ会で知的障害者・発達障害者児を中心に、居宅サービス・移動支援などのサービスと、放課後等デイサービスをやっております。よろしくお願い致します。

#### (赤木委員)

交野支援学校四条畷校准校長 赤木と申します。よろしく申し上げます。交野支援学校四条畷校は、中学部高等部のみがある知的障害のある生徒たちの支援学校で、生徒の通学校区の改編で今年、4年目になります。高等部に東大阪市に在住する生徒さんが通われてきているということで、こちらの方に関わらせてもらっております。宜しくお願いします。

#### (東野委員)

失礼します。八尾支援学校の校長の東野と申します。本校には高等部担当の校長の准校長というものがおりまして、森本と申しますけれども、どちらも今年4月から代わって参りました。八尾も一時、3年前に新校ができた時に少し減ったのですが、また392人ということで、ほぼほぼ教室をつぶしてホームルームになっている状況でございます。またこの何年か後には、通学区域であったりとか、また色々なところで緩和をしていくための方策をしたいと思いますので、また色々なところでご迷惑それからご協力を頂くことになると思いますが、よろしく願いいたします。

#### (坂田委員)

東大阪支援学校校長の坂田でございます。この4月に東大阪支援学校に着任しました。この地域では、本校の児童生徒、それから卒業生、ほんとに色々と、さまざまお世話になっている方々がたくさんいらっしゃるので、日ごろから本当にありがとうございます。今、お話がありましたように、校区再編ということが今後また出てくると思うのですが、本校は小・中・高、肢体不自由の生徒と高等部の知的障害の生徒ということで、少し今年度は生徒数が減っては来てはおるんですが、今後の動向も見ながら考えて行くべきところはあるのかな。一方で、医療的ケアの課題は非常に大きくてですね、例えば通学支援の部分であるとか、そういった部分もひよっとすると、福祉の方々とも連携しながらやらせていただくことになるのかなということも考えられますので、ぜひ、今後ともよろしく願いいたします。

#### (今井委員)

今井と申します。社会福祉事業団の常務理事ということで昨年の4月にレピラですね、障害児者支援センターをオープンしまして、その時から従事させていただいております。2年目に入りまして、さまざま課題もありますけれども、皆さまとまたともに手を携えて協力して、いろんな取り組みをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(島岡委員)

健康部の島岡でございます。この4月に異動で着任をいたしまして、日ごろから健康部・保健所の精神保健また精神障害者福祉に関しまして皆様方には日ごろから何かとご支援ご協力を賜りまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。初めての委員でございますけれども、精一杯頑張ってお参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(平田委員)

子どもすこやか部の平田と申します。この4月に福祉部長から異動いたしました。子どもすこやか部に異動して分かったといいますか、本当に障害のあるお子さんを中心にかなり福祉部ともども関わっているところがございます。今後ともよろしくお願い致します。

(高橋委員)

失礼します。4月1日付の人事異動で福祉部長を拝命しました高橋でございます。4年ぶりに、障害福祉の分野にまた関わらせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い致します。

(立花委員)

東大阪市副市長の立花でございます。平素は障害者福祉行政にご尽力いただきましてありがとうございます。1年間、また引き続きこちらの協議会の方をよろしくお願い申し上げます。

(事務局：森・障害者支援室)

ありがとうございました。続きまして今年度、人事異動により事務局のメンバーも交代しておりますので、紹介させていただきます。(以下、事務局各人より一言)

(事務局：森・障害者支援室)

ありがとうございました。それでは次第にそって進めさせていただきます。まず次第の1番になります。東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づきまして、協議会の会長は委員の互選により定めることになっております。これまで会長を務めていただいております徳島文理大学 岩城委員が前年度末をもちまして委員を退任されたことに伴いまして、新たに、会長を選出する必要がございます。規定によりまして、副会長であります今井

委員に進行をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(今井委員)

失礼します。今井です。副会長をさせていただいております関係で、仮議長ということで務めさせていただきます。

それでは、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定によりまして、会長を選出したいと思えます。選出の方法につきまして、どのようにさせていただきますでしょうか。

(平田委員)

議長に一任をお願いしたいと思います。

(今井委員)

議長一任ということで頂きましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(今井委員)

ありがとうございます。それでは、事務局の方から新しい会長として事前に推薦がありました、大阪教育大学の新崎国広委員に、会長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし) (拍手)

(今井委員)

異議なしということですので、新崎委員に会長をお願いしたいと思います。新崎会長と交代させていただきます。よろしくお願い致します。

(事務局：森・障害者支援室)

今井委員、ありがとうございました。会長に選出されましたので、新崎会長、会長席に移動をして頂きたいと思えます。それでは新崎会長にご挨拶をいただきまして、以後の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(新崎会長 挨拶)

皆さまありがとうございます。今、ご指名頂きました大阪教育大学の新崎と申します。よろしく申し上げます。今は大阪教育大学で教員をしております。主に地域福祉ということが、研究領域。福祉教育・ボランティア学習を含めてですけれども、ただ、私は大学を卒業してから 21 年間、肢体不自由児施設というところでソーシャルワーカーをさせていただきました。大手前整肢学園という、大阪府立でしたら堺養護学校の大手前分校というところの先生と一緒に、子どもさんの進路のご相談にのったりとかいう、元々の出身は障害児福祉というところでした。そういったところの中で、障害がある子どもさんの個別支援をやっていく中で、やはりそういったご本人・当事者の方やご家族の方の支援、生活を考える時に地域の方々の眼差しであったり協力も不可欠ではないかということで、地域福祉という分野に進みました。ただ、僕のアイデンティティはやはり、一番生きづらさを抱えている障害がある方々が、地域の中で本当にいきいきと生活するためにどんなことができるかということ、一緒に考えさせて頂きたいと思います。ただ、障害分野から離れてもう 21 年になります。ですから会長として専門的な知識、ほとんどありません。ですから皆さん、委員の方々のご意見やそれからご提案、そういったところをまとめながら、障害のある方々が東大阪の地域で本当に良かったと言えるような、そういう支援をできたらいいかなと思います。特に今回、今年度が地域福祉計画の策定年度にあたっております。そういったところの中で、CSW の方々の支援においてもまだまだ、障害がある方々の支援ネットワークとの連携というのがあまり強くないというのが実感しています。そういう意味で、専門職のネットワークという事の強化と、そして住民の方々や市民の方々・ボランティアの方々の、障害がある方々への理解の促進ということ、今回の会長として進めていければという風に思います。繰り返しますが、皆様のご協力なしではこの自立支援協議会は円滑に回って行かないというところで、忌憚のないご意見をお聞かせいただければという風に思います。ということで、所信表明になりますけれども、議事に移らせて頂きたいと思います。

#### (新崎会長)

まずは次第の「2」東大阪市自立支援協議会運営規約の改正について事務局の方からお願いしたいと思いますよろしくお願い致します。

#### (事務局：森・障害者支援室)

それでは事務局から自立支援協議会運営規約案についてご説明させていただきます。  
まず資料 1 東大阪市自立支援協議会運営規約（案）をご覧ください。



今回の主な改正点と致しましては、これまで別の運営規定を設けておりましたケア連絡会及び地域別会議の設置と運営につきまして、協議会運営規定の中に第4条及び第5条として新たに追加をし、それぞれの会議の構成機関とその役割について改めて整理を行ったものであります。

続きまして資料2の平成30年度東大阪市自立支援協議会組織関係図（案）をご覧ください。

こちらの方は自立支援協議会の組織図となっております。運営委員会のほかに、専門部会として「こども部会」「暮らし部会」「権利擁護部会」「地域生活移行部会」「就労部会」の5つの部会と当事者中心の会、地域生活支援拠点等プロジェクトチームが設置されております。またケア連絡会においては、各地域別会議で挙げてきた地域課題やニーズを集約し、事務局にて整理を行った上で運営委員会において積極的な議論を行ってきております。

なお、専門分科会のうち、発達障害支援部会につきましては、先程ご説明もありましたけれども、平成27年度から3年間という期限を設けて設置しておりましたので、昨年度の平成29年度末をもちまして、一旦、部会としての活動は終了となりました。本日は前部会長より、最終報告をしていただく予定となっております。説明は以上になります。

（新崎会長）

ありがとうございました。この改正の件につきまして、何か、ご意見とかご質問あるでしょうか。よろしいでしょうか。またありましたら、最後のところとかで質疑応答で時間を取りたいと思いますので、進めていきたいと思います。

それでは、ご承認いただいてよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

（異議なし）

（新崎会長）

異議なしということで、続きまして次第「3」第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画の策定につきまして、事務局の方からご報告をお願いしたいと思います。

（事務局：森・障害者支援室）

それでは、第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画についてご説明させていただきます。資料といたしましては、本日の追加資料で机に置かせていただいているこの冊子の部分と、事前に送付させて頂いております、右上に

資料 3・第 5 期の計画と概要版と書かれたもの、こちらの方の 2 点が資料となります。委員の皆様方におかれましては、計画策定にご協力を頂きまして誠にありがとうございました。それでは、説明は右上に資料番号 3 と入っております、第 5 期東大阪市障害福祉計画・第 1 期東大阪市障害児福祉計画の概要版でさせていただきたいと思っておりますので、こちらの方をご覧ください。

まず、一ページ目をめくって頂きまして、概要の図がございます。こちらの方をご覧くださいいただけるでしょうか。まず、左上の方になりますけれども、計画の目的・位置づけとしまして、障害者福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法による法定計画として、サービス等の目標と必要な見込み、サービス提供体制の整備方針を示すものとなっております。東大阪市におきましては第 4 期計画が平成 29 年度で計画期間を満了するというところで、改めて平成 30 年度から 32 年度までの 3 ヶ年の計画として、国の指針・大阪府の考え方を踏まえ、計画を策定しております。また、左下の策定経緯といたしまして、東大阪市障害者計画等策定合同会議、こちらの方を 4 回開催いたしました。それと、当事者アンケートや法人・事業者アンケート調査を実施しまして、計画策定の参考といたしております。

次に右の方の図をご覧ください。本計画は、成果目標と見込み量である活動指標から構成されております。成果目標といたしましては、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域生活の支援、福祉施設から一般就労への移行等、この 4 つが福祉計画の成果目標となっております。障害児支援の提供体制の整備等、こちらの方が障害児福祉計画の成果目標となっております。また、活動目標につきましては、障害福祉サービス等の見込み量となっており、第 4 期障害福祉計画においての実績値・ニーズ・本市の現状・また第 4 期障害福祉計画の PDCA を踏まえ、策定をいたしております。

続きまして、概要の 2 ページをご覧ください。こちらには計画の理念が書かれております。第 3 次東大阪市障害者プランの基本理念、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪市の実現」こちらを継承しまして、今回の計画では「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービスの基盤整備」この 3 つを新たに理念として設定させていただいております。

続きまして、2 ページ目から 5 ページ目までにつきましては、先ほど説明いたしました成果目標と活動指標を具体的にまとめた表と説明になっております。次に 6

ページまで飛びまして、6 ページでは障害者・障害児関連事業といたしまして、地域生活支援事業についての3ヶ年の見込みを記載しております。見込み量につきましては先ほどの障害福祉サービスと同じような考え方で、実績値・ニーズ・本市の現状・第4期障害福祉計画のPDCAなどを踏まえまして策定をいたしております。

最後に、7 ページ目には計画を推進するために、障害者関連施策の展開や計画推進・点検・評価、こちらの方をこれから実施して参りたいということを書かせていただいております。

簡単ではございますが、計画の説明とさせていただきます。

#### (新崎会長)

ありがとうございました。もし、ご質問とかご意見とかありましたら、また、最後のところに集中してお話聞かせていただけたらと思います。

続きまして次第「4」に移りまして、委託相談支援事業の報告及びケア連絡会、当事者中心の会の報告について順次お願いしたいと思います。なお、報告に関する質疑につきましては、3つの報告を終えられてからまとめてお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、相談支援事業所の、あいん 八尾様お願ひ致します。

#### 委託相談支援事業所連絡会（八尾委員）

支援センターあいんの八尾です。座った形でご報告させていただきます、よろしくお願ひいたします。平成29年度の東大阪市委託相談支援事業所連絡会の報告をさせていただきますが、先程、私の方の自己紹介で「委託相談支援センター」という呼び方をしたんですけれども、平成29年の9月末までは、「東大阪市委託相談支援事業所連絡会」となっております。ご了承ください。

活動内容の前に、資料の下の方になりまして、委託相談支援事業所連絡会というのは、1年間方針についても合わせて取り組んできましたので、まず方針の方、少しお話をさせていただきます。

リージョン制になったのが29年の年度途中ということもありまして、まずリージョン制に向けた相談支援体制の課題整理ということで、地域ごとの相談件数や相談傾向の分析、強化すべき課題の整理というものを行いました。

そして、相談支援の質の向上に向けた取り組みとしては、各地域で開催されている会議ということで、先程、地域別会議という名前が挙げたと思うんですが、西中東と3地域の中で其々の委託相談支援事業所が、当時は3ヶ所、3ヶ所、2ヶ所だ

ったと思うんですけども、そちらの方の当時委託相談支援事業所の方に依頼をしまして、西中東地域で関係機関の方を集めて会議を開くということを開催しております。現在は、7委託リージョンとなっておりますので、編成は少し変わっておりますが、引き続き継続しております。

そこに加えて、大阪弁護士会、高齢者総合・障害者総合支援センター様の方のご協力をいただきまして、東大阪市の方に弁護士の方を派遣していただきまして、弁護士巡回相談というものも毎月西中東を輪番で回っていただきまして、相談の方を継続しております。そちらの議事録の方は共有しまして、専門職との連携や具体的な事例検討なども行いました。

自立支援協議会の運営の活性化ということで、地域の現状と課題をケア連絡会にまず報告し、各部長との連携のもと、自立支援協議会の活性化に努める、以上のようなことを方針として立てました。他には、活動内容が上に上がって1番になるんですが、委託相談支援センターといいますのは、各地域の相談窓口ではあるんですけども、他にも委託相談支援センターとして会議に出席したり、会議を主催したりするというのも多数ありますので、1年間こういった会議に出席しています、というご報告がこちらの方に書かれています。

そして、個別ケースの対応なんですけれども、こちらに簡単には書かれていますけども、平成29年10月よりリージョン制になったことを受け、相談ケースがまず非常に増加しました。そして、家族単位での複合的な相談であったり、医療機関からの退院、刑務所からの出所、複数の事業所がかかわる重度重複障害者の生活支援、障害児童、高齢者虐待事案等の相談、関係機関からの依頼も増加しまして、一機関では解決困難な相談への対応、各関係機関との調整やケース会議の開催、訪問、同行支援などを行っています。支援の継続が困難な相談というのもありまして、そういった相談については、相談時期ですね、年齢、経緯、連携方法などの分析と共有というのが今後の課題になってくるかと思います。

別添でつけておりますこちらの資料なんですけれども、ご参考までに見ただけなら良いかと思うんですが、7委託相談支援センターがABCDEFGGという形で割り振られて担当しているんですが、その下に書いてありますが、各町の名前になっております。今後、委託相談支援センターを活用していただく際に、こちらの図をみていただきまして、どちらの地域にどの支援センターがあるかということを目安にいただきまして、ご相談いただければと思います。相談件数なんですけれども、こちらの図の、「受給者」というところの、2段目になるんですが、「計」

とうところがありまして、388、655、437と書いてある数字があるんですが、ざっくり、これが昨年のちょうど1年前の各リージョンにおられます受給者数です。つまりは、それぞれのリージョンでも、非常に受給者数にばらつきがある、つまり相談件数にも非常にばらつきがあるというのが現状です。次年度はこういった相談の件数、内容、様々な分野を分析しまして、こういった全体会の中でも報告していければと思っております。

最後に、裏面をご覧ください。こちらの事前に配布しております資料の裏面になります。2ページになるんですが、今年度の計画です。平成30年度の東大阪市委託相談支援センター連絡会の計画としまして、リージョン制になったことでもありますので、委託相談支援センターの機能として、そもそもこういった取り組みをしてくださいという形で挙げられているもの、特に、計画の中で強化しようと考えています。

一番目が、委託相談支援センターの機能と役割を踏まえた取り組みとして、「ポツ」が4つ、そして、自立支援協議会および協議会の運営への参画、最後に相談支援の質の向上及び啓発、この大きく3点を計画に盛り込みまして、今後も7リージョン委託相談支援センター一丸となって障害児者の皆様の相談窓口となれるよう努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

#### (新崎会長)

ありがとうございます。短い時間で分かり易く的確にお話いただきました。続きまして、ケア連絡会、当事者中心の会。ばあとなあの地村さん、宜しく願い致します。

#### ケア連絡会（地村委員）

ばあとなあの地村です。僕の方から地域別会議の報告と合わせて、ケア連絡会の報告をさせていただき、その後、中心の会の報告もさせていただきたいと思います。

地域別会議というのはですね、先程、八尾さんの方からもご説明いただきましたが、東大阪市内を西中東の3地域に分けて相談支援のネットワークの場をもってまして、集まった関係機関の方々と共に、事例検討や学習会、協議会関連の情報共有などする場となっています。また、地域別会議から挙がってくる地域課題を、2ヶ月に1度偶数月にケア連絡会というのを開催しているんですけども、そこに集約していきながら、自立支援協議会の運営委員会や各部会等へ情報提供させていただき、必要に応じて各部会での論議につないでいただいたり、ワーキング等を立ち上げて

検討していただいております。資料集で言うと3ページのところになります。その地域別会議の報告からさせていただきたいと思います。まず、西中東の順番に報告させてもらいます。

西地域の会議ですけれども、西地域は29年度は全4回のうち、前半の2回は行政と相談支援事業所、後期2回は全体会みたいな感じで開催しました。というのも、西地域は非常に関係機関が多い地域でして、一堂に集まりますと、30ヶ所以上とか集まるような事業者の数になりまして、場所や人数を分ける等の工夫をしながら開催してもらってます。10月の会議等では、障害者支援室から相談支援体制の再構築についての説明の実施とか、前期は計画相談の人員不足、学校や行政との連携の難しさ、サービスが切れると計画相談も切れてしまう問題などが挙がりました。後期は、参加者が40名近くになってきたので、一人一人が発言しやすいよう、会議の後半で2つのグループに分けたところ、介護保険移行時の制度のギャップであったり、金銭管理を支援者が担っているような実態が見えてきたり、支援拒否で介入が難しいケースなどについて活発な意見が出ました。また、自立支援協議会の動きについて毎回共有し、地域の現状と課題について論議してきました。今年度は事例検討を通じて地域の課題抽出をしていきたいと考えています。テーマに応じて全体またリージョンごとで、実施を予定しています。

中地域ですが、29年度は第2火曜日を定例として、通常会議を合計12回行いました。委託相談支援事業所や指定特定の相談支援事業所、基幹相談の方やCSW、福祉事務所、保健センターの方などが参加し、必要に応じて他の機関の声掛けを行って実施してきました。会議の上半期は、毎回会議の前半は協議会の報告をさせていただき、後半の時間を使いまして、差別事例や児童の事例、受給者証の更新事例などの事例検討や情報交換をしてきました。その他の取り組みとしては、基幹相談支援センターの役割についてや、中保健センターの嘱託医の先生に来ていただいて、精神障害者の方の支援についての勉強会などを行いました。また、大阪教育大学の新崎先生をお招きして市内全体の研修会を10月18日に「地域福祉の中で考える障害者支援」というテーマで実施させていただきました。今年度の中地域の会議では取り組みたいテーマを集めまして、参加者其々が講師や担当になる役割を持てるような運営を検討しています。

東地域ですけれども、去年は1月以外の奇数月には地域別会議を行わせてもらって、偶数月は、「相談支援ネットワークサロン」という、東地域はずっと面白い取り組みをしてるんですけども、合計11回を開催しました。地域別会議は他の地域と同じよ

うに、関係機関とネットワークの強化を目的に、福祉事務所とか保健センターや、地域包括、CSWの方という障害分野以外の機関にも、多数参加いただいて、障害者と高齢者の親の同居ケースについて考える事例検討会や、昨年度秋からスタートした東大阪市の新たな相談支援体制についての説明、CSWの取り組みと支援事例の報告など行いました。ネットワークサロンというものなのですが、東地域にある指定特定の相談支援事業所と委託相談支援センター、基幹相談支援センターが集まり、相談支援専門員としての悩みや困り事を気軽に話せる場として、29年度は会議からサロンに変更され、実施していただいています。会議という堅苦しさがなかったため、初めて来られた方も緊張せずに参加していただき、忌憚ない意見交換ができていると聞いていまして、西地域や中地域の方でも同じような場を作っていただけたいという声も上がっています。30年度も引き続き、地域にある様々な機関との連携と、相談支援専門員として学びや成長ができる場づくりを目指していきたいということで進めていきたいと思っています。

続きまして、2ヶ月に1回やっているケア連絡会の報告ですが、昨年度は計7回開催しました。参加いただいているのは、障害者支援室、子ども見守り課、健康づくり課に来ていただきながら、基幹相談と各地域別を担当してる委託相談の代表に集まっただきながら毎回会議をしています。ネットワークの構築をしながら課題集約し、運営委員会に挙げながら再び地域の会議へフィードバックというような形で進めてきてます。昨年度の下半期は、委託相談のプロポーザルが行われ再編されたので、新しく委託になられた相談支援事業所の方にも加わっていただきました。取り組みとしては、一昨年前の28年度、ケア連絡会に集まった各地域別会議から出てきた事例や課題についてまとめ、それを資料化し、運営委員会に報告させていただきました。地域別会議からの意見が、きちんと自立支援協議会の場で披露されていく過程を可視化していければと考えています。各地域別会議の連携については、毎回各地域別会議の報告をさせていただき、他の地域に集まる方へも情報が共有できるよう努めています。また、計画相談の進捗状況についても毎回報告させていただき、地域での相談支援の現状把握をしています。把握させていただいてますが、なかなか最近利用者の数に対して実際携われる相談員が不足しているなという現状が毎回話題になっております。今年度も引き続き、2か月に1度の集まりをケア連絡会として持ちながら、地域別会議からの事例集約や、課題を集め、基幹や委託、指定特定相談支援事業所の機関の方々と連携しながら、話し合いを進めていきたいと思っております。

ここまでが、地域別会議とケア連絡会の報告になります。以上です。

(新崎会長)

ありがとうございます。当事者中心の会は？

当事者中心の会（地村委員）

引き続き、担当させてもらってるので、当事者中心の会の報告をさせていただきます。

資料は4ページから7ページのところに、今年の3月10日の自立支援協議会の意見交換会の時に、出させていただいたパワーポイントの資料をつけさせていただいております。2018年の当事者中心の会の活動は、自立支援協議会への障害当事者の関わり方について、どのようにしていくかということや、花園ラグビー場の改修工事の進捗状況がどうなってるのか、新しく建設される文化創造館のバリアフリーについて、そして当事者目線の地域防災についてということをテーマに、2017年度から取り組んできている内容も引き続き話し合ってきました。

まず、花園ラグビー場の改修工事の進捗について。当事者中心の会を開催するたびに行政の方に、その後の進捗どうですかというお話をうかがいながら、話は進めて来たのですが、現時点ではエレベーターが増設されることや、すべてのフロアのトイレに多目的トイレを整備いただけることや、観客席の車いす席については、改修前に車いす席20席だったところを110席に増設していただけるという話や、増設だけでなく、メインスタンド以外の場所にも複数車いす席を設ける配慮をいただいたという話を聞いてきました。それらの情報を集まったメンバーで意見交換させていただきました。具体的な見取り図は、まだ僕らも見せていただけていませんので、最終的にどのようなラグビー場になるのかという部分を今年度確認できたらと思っています。

次に、新しい市民会館である文化創造館の工事が、昨年9月から始まっているんですけども、バリアフリーについてどうなってるのかという意見交換をしていきました。細かいバリアフリー情報が出て来なくて、少しわかりにくいところもあるのですが、中心の会としては主に大きい大ホールや小ホールの車いす対応席について話し合いを進めさせていただき、昨年11月の全体会の場でも報告させていただきましたが、1500席の大ホールに車いす対応の席が14席、300席の小ホールには車いす対応の席が4席ということでお聞きしてまして、其々15人目や5人目の車いす利



用者がホール利用をしたい場合、対応がどうなるのかという委員からの不安もあり、実際建設工事は始まっていますが、可能な限り各ホールの座席のバリアフリー化に向けての検討をお願いしてきました。その後、現時点での情報を確認できてるわけではないんですが、私たちが提案していただいた健常者も車いすの方もどちらの方も対応できるような可動席が数席設けられるのではなかという噂も聞いているんですが、今後も引き続き話し合っていきたいと思っています。

当事者目線の地域防災についても、熊本の震災以降、取り組んできているんですけども、十分な取り組みができませんでしたので今年度は、地域の避難所や小中学校の見学、市としての地域防災の取り組みにどのような形で当事者としてかかわっていけるか、また学習会的な企画を実施していきたいと考えています。

最後に、協議会への当事者参画については、今年に入ってから茨木市の当事者の会に見学に行かせていただきまして、実際に会議の様子の傍聴と、実際の会議で委員の方々とお話を聞かせていただきました。茨木市では、広報で当事者メンバーの公募（面接有）をされており、三障害の当事者の方が十数名選ばれて実施されています。委員の方の中には知的障害の方もおられ、会議を進めるにあたってわかりやすい資料作りや、なるべく難しい言葉を使わないようにして会議を進めるような工夫をしているというお話を受けました。行政の方とか健常者の方などは、事務局のサポートとして関わられていました。会議を今後どのようにしていくのか、メンバー構成をどうしていくのか、どんな内容のことを話し合っていくのかなど、今年度ももう少し踏み込んだ会議を重ねていきながら、東大阪の当事者中心の会の活動を進めていきたいと思えます。以上です。

#### （新崎会長）

ありがとうございました。それぞれのご発表について、何か、ご意見ご質問いかがでしょうか。指定相談支援事業所が、平成 29 年度からリージョン制になったことで、地域福祉もそうなんですけども、それぞれのリージョンで特性ということがあって、先程のご報告の中でも、事業者が多いところ、また逆にいろんな課題が変わってくると思いますので、またご質問とかご意見あれば出して下さい。

それからあと、ケア会議、地域別会議では、地域福祉計画、地域福祉ネットワーク推進会議とも連動しているという中で、具体的にどんなことができるかということもまた、私も勉強していけたらと思っています。

当事者中心の会のところで言うと、当事者抜きにしては始めないという鉄則があ

と思いますので、これからもこういった当事者の中心の会の活動とも連携していけたら良いと思うんですけれども、いかがでしょう。

(今井副会長)

地域別会議のサロン形式とは具体的にどんなやり方なのかを教えてください。

(地村委員)

あいの八尾さんのエリアでやっただいてるんですが、2か月に1回、特にテーマを決めてということではなく、集まった人たちでその時何か感じたことや、近況など「あ、それ私もこうやわ、ああやわ」みたいな形で意見交換されている。まあ、どちらかという相談支援に関わる専門用語や関係機関の役割や制度など、わかってるようでわかってないような初歩的なことも聞ける。そのようにして地域の事業所の連携が深まっていくというような形で進んでいます。

(八尾委員)

指定特定の相談支援事業所が西中東に分かれますと、実は東地域の資源が3地域の中で一番少ないところなんです。そうすると逆に、そこを強みにすると集まりやすいんじゃないかという発想だったんです。指定特定相談支援事業所と委託相談支援、基幹相談支援で大体合わせて一度開催しますということで案内をその地域の相談支援事業の方に送りますと、9機関くらい参加してくださる。29年度に一番多かったのが、計画相談を申請する時に、これでは通りませんよとか、手続き上の問題で時間が非常にかかってしまうということが多かったんです。そこでQ&Aという形で何とかできないものかと、ネットワークのサロンの中で其々の相談支援専門員が困っておられるところを皆さんで出して、それを書面に委託相談支援がまとめて、それをケア連絡会の方に挙げて、最終的にケア連絡会の中で、共通で指定特定の相談支援事業所の相談支援専門員が申請する際に困っておられること、特に児童の場合はすでにネットワークができておりますので、その共有はしっかりなされているのだが、「障害者」の方がサービス等の範囲が広いということもあり、なかなか共通で認識をもつことが難しかったので、そのサロンの中でそういった困り事などをきちんと書面化して、認定給付課の方にも挙げさせていただいて、まとめて回答いただくことでまたその地域にそれを下していくという形で。普通に他愛もない話をするんですが、参加してる機関と委託は、意識をしっかりとって、皆さんが自由に喋られている中で重要なものをメモして、まとめてケア連絡会に上げてるところです。

#### (新崎会長)

他には、いかがでしょうか。

今、高齢者のケア会議とか、地域福祉の策定のところでも、ワールドカフェという、いわゆる会議としてカチッと議論をし合うというところではなくて、本当にちょっとした気づきとか悩みを顔の見える関係を豊かにしていくことでよりスムーズにいろんな課題を出し合っていく、また逆にそのお話のプロセスの中で、お互いに情報共有していく、そういうサロンが結構注目されているので、東地区の場合いち早く取り入れられている。こういったところは他のところにもうまく広げていくことが可能であれば、また、よく今言われているソーシャルキャピタルという人との繋がりが資源になる、財産になるという発想にも繋がってくるのかと思って聞かせていただきました。他に何かご意見とかありませんか。

#### (島岡委員)

相談支援のお話の中で、リージョン制になって相談件数が増加したということだが、いわゆるよりきめ細やかになったことによる相談の吸い上げができたという評価をしていいのか、また違う要因なのか教えて欲しい。

#### (八尾委員)

委託相談支援事業が西中東に8か所設置されていたのが平成29年の9月末までだったんですが、6か所が三障害対応、2か所が精神に特化した相談支援窓口という形で進んでいたんですが、東大阪市の方針として、三障害を総合的に相談に乗る窓口という形で採用しましたので、8か所あったものが、7か所のリージョンになり、そしてそのリージョンは全部三障害対応しますという形になったので、精神に特化した障害相談窓口というのが廃止された。その結果として精神の方で対応して下さっていた相談件数が、各地域の其々の窓口に流れていったということも。

あとは東大阪市から周知していただいたということもありまして、それぞれの主要な相談窓口のところで委託相談支援センターの案内をしていただきましたので、相談件数が非常に伸びたんですが、人数は同じなので苦戦しております。皆様にご迷惑をおかけしてございまして本当に申し訳ございません。単純に、先ほどの受給者数の人数が、例えばうちの地域であれば昨年度で655名受給者数がいらっしゃる。私たち2.5名で年間大体230名~240名くらい対応するんですが、もうすでに3分の1を2.5名で対応しているんですが、まだまだ来る予感がしておりますので、頑張っておりますということだけ、東大阪市の皆様に基幹相談支援センターの方にもバックアップしていただいて、昨年度の29年9月末までの定員のまま、相談支援

ケース増えるんですけど、相談支援専門員の数は変わらず対応していますので、そういった状況で、精神の方が増えたということが一つ特徴的かと思います。

#### (新崎会長)

ありがとうございます。特に障害特性によって本当に支援の中身や、対応の仕方も大きく分かれるので、三障害総合的にやるというのは必然であり、当然なのかもしれないですが、今までの専門的な取り組みと求められる総合的なというところでは、ご負担やご苦労されているのではないかなと思います。三障害、特性に合った相談のスキルアップもこれから進めていただけるという形なのかなという風にお伺いしました。

続きましては、次第5の各部会からの報告ということで、質疑応答に関しましては3部会まとめて行いたいと思いますのでそれぞれよろしく願いいたします。くらし部会、権利擁護部会、地域移行・地域定着部会の順でご報告いただければ幸いです。

#### くらし部会（乾部会長）

くらし部会長の乾です。よろしく申し上げます。座って発言させていただきます。部会報告に入る前に、今、八尾さんと地村さんに委託相談支援の関係で色々お話を聞きながら、東大阪支援もかなりランダムに色んな問題を基幹の方に持ち込ませてもらったり委託の方に持ち込ませてもらったりということがあって件数を増大させる一つの要因になっておるかと思います。どうもありがとうございます。ただそれ自身はいいことだと思いますけども、こういう時に基幹に相談しよう、こういう時に委託に相談しようということが、それなりに職場の中に教員の中にも定着してきているということの中でそれ自身はいいと思うのですが、なかなか上手くその交通整理が進んでいないので、今となっては担任段階からすぐに委託だという感じで電話が行ったりランダムで進んでいる状況があって、窓口を整理して、その辺をどういう形で、今その中で必要な支援を得るためにどういう筋道でやっていくのが一番いいのか論点の整理をしているところでございます。今の論議があったので少しそこにかませてもらいました。

くらし部会です。一応、本自立支援協議会が部会制を導入してから以降ずっとともとあった部会で、当時から子どもと就労以外の分野を全部担当するみたいなとても担当分野の多いくらし部会です。色んな事があって一昨年くらいはとても行政との信頼関係が崩れたり、そこを去年一年間かけて立て直してきたというのが現状

でございます。到達点に書いたのがそういう意味で移動支援ガイドラインなり、移動支援に関する Q&A の検討等を通じて、自立支援協議会として行政とあるべき関係を構築してきた。改めてこんな書き方をしたのは一昨年のなかなかしんどかった経験があって、そこを踏まえて去年 1 年間で共通のものとして Q&A を作り上げるということを通じて一つの関係を作ってきたという風に思っています。先程も指定特定の話でもありましたが今後の計画相談の時代に、単に手続きの問題だけではなくて何までは許されるのか、ここまでは認めてもらえる、ここから先はかなり頑張って交渉しないといけないとかそんなあたりのマニュアルと言いますか、計画相談の担当者自身がそこまで分かってなければなかなか当事者支援、サービス利用に関して、上手くいかない。行政と指定特定と当事者とそのあたりが共有できるような Q&A ということがしっかりと整備されていなければやっぱりどうしてもアンフェアな状態が発生してきたりとかいうような状態になっていくのではないかと。本当にフェアにそういったものが構築されていくためにすべてに共通するような Q&A をしっかり作るべきだろうという認識を共有してきたというのが去年一年間であったかなと思います。移動支援についてもガイドラインと Q&A ができて、その後、事業所連絡会のヘルパー部会がもう一度 Q&A、ガイドラインについての質問事項が整理されて、それがまた認定給付課に上がって、認定給付課からしっかり答えていただくとかそういったキャッチボールの体制が作り上げられたということ自身も、まずベースを作ったということでも成果であったかなと考えております。

今年ですが、第 5 期の障害福祉計画が目の前にあるのですが、一点目には第 4 期の障害福祉計画の PDCA サイクルの話をしなければならないのが非常に難儀なんです。去年一年間が移動支援の方に集中してましたので、そこに児の居宅支援と書きましたが、今日配られた分厚い方の冊子で言うと、28 ページに居宅介護の 27 年度、28 年度、29 年度という第 4 期の時の計画数と見込み数と実績数が書いてある欄があります。特に障害児の欄を見てもらいたいのですが、60 人 1105 時間に対して 49 人 676 時間、70 人 1290 時間に対して 43 人 464 時間。29 年度は実績の数字がまだ入っていませんけども、「これはあかんやろ」と、見込み数との関係でこの低さ。

もう 1 ヶ所移動支援のところを見てもらうのは省略しますが、移動支援でも同じような傾向が見られて、第 4 期の PDCA サイクルの検討の中で、児の居宅支援と移動支援全般に課題があるということが支援室との間でも意識を共有化しました。その移動支援から始めて、去年 1 年間そこにかかってしまったということなのですが、

今年はまだ第4期の時代に残っている児の居宅支援、通院等介助も含みますが、その部分についてくらし部会、こども部会、基幹相談、行政、認定給付課の方になるかと思いますが、方向性メンバーと検討メンバーを作って解決の方向と言うか論議の中にはヘルパー不足とかヘルパーの質の問題、ニーズに合ったヘルパーがどれだけいるのかといった要因も指摘されていましたが、その辺も含めてどうすればいいのか、障害児における居宅の利用が促進されるのかと言う論点の整理、支給決定が認められた例、認められなかった例を最大限集約して課題の抽出を進め、少なくともこの部分に関する支給決定マニュアルとして作成したいというのが1点目の目標、活動方針でございます。

2点目ですが、共通するものがないのがアンフェアだと言いましたが、実は市の担当者の内部資料としては支給決定等 Q&A 集というのがある。これは公開されていません。もちろんホームページには載っていませんし、事業者の目に触れることもないという状況になっています。これをなんとか公開してもらいたい。くらし部会自身は検討するためと言うことで、くらし部会に対しては出してもらいましたけど、それ以上の公開はまだとなっています。現在、くらし部会内部でのみ検討されているため、まず部会としての疑問点、例えば意味理解や解釈を巡る疑問とか行間を読まないといけない文章がいっぱいありますので、そのような部分で運用基準を明確にする必要のある点や、書いているが現実の運用と少し違うのではないかという部分等を整理して認定給付課に上げようと思っています。支援室との間でそこを調整してなんとか今年度中に、出さなくていい部分は出さなくていい、例えばシステムの部分は僕らは関係ないわけですから、そんな部分は出さなくていいわけで、本当に支給決定するために計画相談するために必要な部分について文章的な整理も含めてになります。何とか年度内に全面公開ということを目指したいというのが2点目です。

3つ目ですが、実はくらし部会での論議を通じて、くらし部会として当事者のアンケート、事業者へのアンケート、色んな事の経過を通じて2年前に入院時コミュニケーション支援という、国の方も今、区分認定6の方に対する重訪の利用という形での入院先での利用がこの4月から認められましたが、それに先立って区分認定に関わらず必要な方、身体の方や重訪利用の方だけでなく入院時コミュニケーション支援制度が2年前に東大阪市の独自の事業として作りました。

他市に比べても要綱自身は利用しやすい物を作ったはずだったのですが、なかなか効果的運用の段階で課題が発生したりして利用が停滞しています。また、利用する

のに躊躇する部分が色々あったのですが、そこは基本的に支援室との間の調整で解決をしましたので、国による区分6の方への重訪の利用も合わせて関係者への周知を進め、同時に利用した例について病院側との交流会を設定し、もう少し幅の広い医療福祉連携という論点の中で医療の側、福祉の側が何を考えていかないといけないのかというところの整理を進めていきたいと考えています。その3つが主要なテーマになるかと思っています。

あと4、5、6と書いてあるのは、4番目に書いたのは支給決定について非定型加算を東大阪市は持っていますが、もともとのマニュアルでそれ以上どうしても重訪の時間数がある方とか特に長時間受給者の問題を論議していた時に、今の規定通りであれば最高月300時間まで重訪が認められるとなっているが、難病の方などの関連で300時間以上支給決定が必要な場合がある。その部分が非定型加算という形で無規定なままきっていたという経過があって、それについてどういう場合にどれだけ非定型加算を認めるのか、その論議についても一応の支給決定要綱の中に書き込んでもらうという形で非定型加算について、ずいぶん詳しく要綱を書いてもらいました。それを踏まえて長時間受給した分はどう前進をしているのか、まだ残されている課題は何なのかというあたりがその改定以降の後追いができていけませんので、そのあたりを進めないといけないなということ。移動支援についても去年かなりしっかり作りましたが、要項改訂を含む見直しまでには至っていない、移動支援を含む要綱改定の見直しなり、重訪以外の方の非定型加算なりで意見が今、挙がってきている部分がありますので、それについても論点整理に努めたい。先程、うちの校長からもありましたが、医療的ケアについて確かに非常に大きく色々な形で問題が浮上ってきていると思います。子どもすこやか部の方から検討の場を作る動きを聞いていますけども、子どもだけでなく子どもはどんどん18歳、大人になっていくわけで、子どもも大人も含めた同様の課題を検討する場を作らせてもらいたいなど。もともとくらし部会のもとに医療福祉連携分科会というものを作って、医療的ケアがちょうど3号研修ができて法制化になる時期には、ずいぶん医療福祉連携分科会の中でその3号研修を地域でどう進めていくかという話もし、論議をしてきた経過もくらし部会は持っていますのでそんなことも含めて大人・子ども共通の検討の場を作らせてもらえたらなと考えています。以上です。

(新崎会長)

ありがとうございます。続きまして権利擁護部会、坂本さんよろしくお願ひします。

## 権利擁護部会（坂本部長）

権利擁護部会の報告をさせていただきます。29年度方針を立てて今年は6月、9月、10月、2月の4回ですけれども開催してきました。その中で、虐待対応のレビュー会議、そして障害者差別解消支援地域協議会への部会員の派遣があります。そして、その人達から対応状況の報告、差別相談に関する報告をいただきました。

レビュー会議の中で意見としてあったのは、再通報のケースが増えているという点。暴力の問題にどう介入していったらいいか、支援者として何ができるのか、暴力ではなく、他の手段はないのだろうかという意見がありました。また、アルコール依存症は100人中に8人が治療につながっているとされていますが、なかなか治療に繋がらない人も多く、やはり考えていかなければいけないケースではないか。そして、施設従事者による虐待が増えている。啓発をどのようにしていったらいいかという意見がありました。

差別解消では、例えば視覚障害の人が電話で本人確認することができなかったから希望していたアパートでなくて施設入所を余儀なくされたケースや、営業所によって対応が違う現状や、夜、自転車に乗っていて警察に止められて施設に連絡が入ったとか、何度も利用しているお店で同じ動きをする障害者がいて、警察に通報されたとか色々な話を聞くことができたのですが、意見交換に終わっているところがありました。

その中で、やはり障害のある人のことを地域の人たちに知っていただくということが大切だと思い、28年度はロールプレイをしたのですが、29年度はワークショップをしました。車座ワークショップ～ちょっと聞いて私の「障害（こまりごと）」～ということでさせていただきました。当事者の方からはこんな場所があつてよかった、内部障害の方も今回初めて参加されて、うつったら困る、近づかないでくれと言われたとか生の声が皆さんからいただけたと。車いすの方、知的障害の方、精神障害の方色々な方がいて次回もするときはぜひ声をかけてくれと言われました。西中東でして欲しいということですので今年は早速ですが、7月5日13:30～15:30社会福祉協議会会議室、西の地域にあるのですが、そこで公と福祉、民生委員の人にも声をかけながらしていけたらと思っています。

先程、ケア連絡会からも話がありましたが、やはり私どもの方でも日常生活自立支援事業の待機における課題として、利用まで2年待ちの状態、出金に1500円かかる、まとめてお金をおろすことになるので結局、事業所が管理しないといけない



場合もあると。事業所が管理するのがいけないではなくて、その待機が長いことで本人たちにどういう不利益が起きているのかという実態調査をしていくことも大事なのではないか。それをもってどう対応していくか、違う方法はないかと色々な事を考えていかないといけないだろう。やはり本人の目になって本人にどんな不利益を被るのかということをやケア連絡会の人たちと一緒に協力しながら今年度は検討していきたいなという風に思っております。以上で報告を終わります。

(新崎会長)

ありがとうございます。続きまして地域移行部会の林さんよろしく申し上げます。

### 地域生活移行部会（林部会長）

地域移行・地域定着部会の報告をさせていただきます。

29年度は、方針を第5期障害福祉計画に係る国の基本方針の見直しについてを参考にしながら、東大阪市の地域移行・地域定着部会のあるべき姿を考察するとともに地域生活支援拠点をはじめとした基盤整備の検証と提案に取り組む、でした。また29年度の地域移行・地域定着部会にはグループホーム分科会を置いていました。

部会の開催と活動の報告です。昨年度は6回開催しました。主に以下の3点について話し合いました。1つ目は東大阪市内の施設入所者の現状把握です。その中で区分5・6の入所者が多いということ。年齢層は40歳代と50歳代の人が多い。また福祉計画の見込み量は達成できていない。平成29年度末の目標は242人以下で、現状は247人。それを達成するためにはどのような基盤やシステムがあれば地域移行が進むかについて論議しました。特に、若年層の入所や入所期間の長期化が課題であるという話がありました。

2つ目です。地域移行を進めていくためのシステムフロー図の作成と検討をしました。精神と知的のシステムフロー図は作成済みです。今後の地域生活支援拠点ワーキングで検討していきたいと思っています。

3つ目は地域移行システムや基幹が担うべき役割についての明確化する必要があると考えました。そのあたりについても地域生活支援拠点プロジェクトに提案を予定しています。

次にグループホーム分科会の報告です。以下の点について話し合いました。

まず1つ目は、各法人の近況報告と情報共有です。2つ目が東大阪市共同生活援助運営委員会安定化補助金です。3つ目が消防法改正・緩和策の進捗です。4つ目が高齢化と重度化についてとその他です。昨年度は4回開催しました。4つ目の高齢化

と重度化についてなのですが、グループホームが制度化され約 20 年が経過しました。多くの法人で高齢化の問題に直面し始めています。また通院や入院等が増えています。知的障害者の高齢化についてどのような支援を組み立てているのか、またどのような支援が必要となっているのか情報共有を行いました。3 つ目の消防法改正については、グループホームとかショートステイのスプリンクラー免除の緩和策が策定され、約 8 割のグループホームが免除される予定です。ただ各法人で免除申請が間に合っておらず、まだ多くのグループホームが免除されていないのが現状です。分科会で免除申請期限である平成 30 年 3 月末に向けて情報提供や共有を行いました。去年度は以上のような活動をしました。それを受けて今年度、部会名を地域生活移行部会に変更しています。グループホームの部分については実態と現状把握・グループホームを中心とした生活基盤の構築を進めていきたいと思っています。最近の入所施設の入退所の実態把握から見える課題を整理していきたいと思っています。

4 つ目は、入所施設や病院からの地域移行の方針を地域生活支援拠点プロジェクトと共に進めていきたいと思っています。現状でいけば第 5 期福祉計画 32 年度末までに 24 人ということです。またもう 1 つの情報として東大阪市で地域移行が可能な人というのは大阪府の調査で 16 人というふうに言われています。この人達の地域移行をどう進めていくかが大きな課題だと思っています。最後に最近色々な場所、色々な人による虐待というのがマスコミで報道されているのですが、やはり東大阪市での地域生活が安心できるというものになっていくのと共に虐待は減っていくのではないかなと思っています。そのためには東大阪市全体として地域生活が安心してできるシステムを進めていくことに協力したいと思っています。以上です。

(新崎会長)

ありがとうございます。以上、3 つの部会からご報告をいただきました。みなさんの中で何かご質問ご意見あればお聞かせいただきたいのですがいかがでしょうか。

資料の公開というところについては今、そういうプロセスでご検討されているということをお伺いしました。詳しいところについては、僕はまだまだ勉強不足ですので分からないです。でもまた学んでいけたらと思います。それから質問なんですけど、坂本委員、障害者虐待対応レビュー会議とはどんな方々にどんな目的でやっているのか、教えて頂けますか。

(坂本委員)

それは東大阪市の方から説明していただいた方が。

(新崎会長)

わかりました。お聞かせいただけたらと思うんですけども。

(事務局：森・障害者支援室)

事務局から説明させていただきます。

(事務局：手嶋・障害者支援室)

障害施策推進課の手嶋と言います。レビュー会議ですけれども、今、障害者の虐待の対応につきましては、通報が市の障害施策推進課か、また虐待防止センターを29年の4月から設置しております、そこに通報が入ります。その対応について虐待防止センターと市の職員とで家庭訪問を行ったり調査をして対応していくわけなのですが、実際のその対応や、対応の経過という部分を専門の方に定期的に報告させていただきまして、内容について問題がなかったかということや、困難事例につきましてはその都度アドバイスをいただいて開催をしているものであります。

(新崎会長)

対象というか参加される方は専門職の方なのですかそれとも。

(事務局：手嶋・障害者支援室)

そうですね、今日来ていただいております弁護士の先生や、あとはドクターにも来ていただきますし、権利擁護部会や委託相談支援事業所など色々なところからご参加いただきまして、意見等参考にさせていただいております。

(新崎会長)

ありがとうございます。専門的なコンサルテーションというかご意見を聞かせていただく場であるということですね。すみません、ちょっと僕が勉強不足で分からなかったのでご質問させていただきました。他にご質問とかご意見とかよろしいでしょうか。かまいませんか。

では続きましてこども部会、発達障害支援部会の順番にご報告をお願いしたいと思います。

こども部会（唐渡委員）

こども部会のご報告をさせていただきます。

昨年度、こども部会では学校のある時間帯に放課後等デイサービスに通っている子ども達についてというテーマで、そういったお子さん達に対して、どのような支援が望ましいのかということを考えてきました。

部会の中で相談支援事業所の中から、保護者から不登校に関する相談も多いとい

うことで、また、一時的に放課後等デイサービスにたどり着いて利用するケースも増えているということも声として多く上がっていました。基本的には、不登校になった理由を探らないと学校になかなか戻ることは難しいが、そのためには福祉だけでなく、1事業所だけではなく、学校・行政もつながって情報を共有しながら支援することが課題かなということ、そのためには、実際本当に、どれだけのお子さんがそういった利用をしているのが、あるいは、そういった現状をみんなが把握しているのかということでアンケートを行いました。

アンケートを取る前の現状としたら、東大阪市では960名程度の支給決定を行っているが、学校がある時間帯に、放課後等デイサービスを利用している子どもの数や状況は、把握されていないというお話を聞きました。先程も言いましたように、実際通えなくなった原因は色々で実際の人数やその理由なども実態はわからない。ということは、教育も福祉も行政も実態を十分に把握できていないということがわかりましたので、アンケートの質問内容を色々考えて送付させていただいて、その中でもう少し詳しくお話を伺うことはできますかということでヒアリングをお願いさせていただいて、事業所に応えていただくことができました。送付数は、64事業所で返信はちょうどその半分でした。利用されている方が30名で32事業所の中で、13事業所を利用しているお子さんが30名ということです。ヒアリング受けていいですよと言ってくれた事業所が12事業所でした。64送って32というのは、うちは利用してないから送り返しませんというところもありましたでしょうし、その中は、よくわかりませんがそういった数字が出ていきました。

質問内容ですが、「年齢」は小学校1年生から高校3年生までと幅広い。特に6年生は10名と一番多くありました。「所属」が支援学校よりも、地域の学校のお子さんが多かったです。「登校頻度」は、全く行くことができていない方が14名、たまに行けているが16名。小学校1年生で全く行けていないと言う方も数名おられました。「理由」の半数以上が人間関係。その他は、ここに書かれているようなものです。手帳を持たれている方は約半数程度。「診断名」も、自閉症スペクトラム、適応障害等であるが、実際にこの診断名で、事業所を利用されるかなということも思いましたけれども、色々でした。「学校との連携は取れていますか」の質問に、はいが17、取れていませんが13です。「連絡の頻度・方法」はここに書かれてある通りです。次は、「対象児との関りの中で困ること」、実際の現場の中で子どもと接しているの意見だと思うが、不安が強く行動範囲が広げにくい、感情のコントロールが難しい、あるいは、子どもさん自身が他の方の視線が気になって行けない。本人は

実は学校に行きたいんだけども保護者との意見にくい違いがある。事業所さんとしたら、連絡は取りたいが取れないから学校での様子がわからない。あるいは、学校での連携の取り方や、事業所としての立ち位置がわからない。これは、福祉としての役割も色々あるんでしょうが、なかなかそこが連携取りにくいことで、自分たちの役割って何だというような迷いもでてきている。本人が学校に行けていない不安感を抱えて日々過ごしていることが心配。次の段階に向かえない。今ここでこの時間楽しそうに見ているけれどもこの後どうなっていくのか、このままでいいのかというような実際に子どもさんがかかっている支援員の不安。実際にもう、子どもに身体症状がでてきている。ここに詳しくは書いていないが、チックとか色々あったかと思います。一方で非常に楽しく子どもが過ごしているので、そんなに心配はしていないとか、困ることを子どもに確認しているといったような色々な意見がありました。

アンケート結果から少し見えたことということで書かせてもらっていますが、17ケースが連携が取れている。取れていないが13でしたので、思ったよりも半分くらいは、何らかの形で連携が取れているんだなということがわかりました。ただ、取れていないとか全く取れていないということもわかりました。それと、複数の事業所を利用して、事業所同士、学校との連携も取りにくいというのが、一番なかなか厄介なケースかなという印象をもちました。後は家族ぐるみというか、兄弟で利用しているということです。

(連携が取れていない)13の現状と意見ですが、学校に行けなくなった背景は多岐に渡っている、情報量も少ない中で引き受けてからどうすればいいか困惑している事業所もある。子どもへの支援として、親のニーズに合わせるだけでいいのか、保護者支援の必要性を強く感じる。事業所間同士での連携、児童発達支援管理責任者への研修など通して、地域での課題を共有する必要がある。学校に所属している子どもたちの情報は、学校に集約するというルールがあっても良いのではないかと、学校や各事業所で作成した、個別支援計画は、一体誰のためのものになっているのか、別に学校なんていなくていいよという声があることも事実です。放課後等デイが、不登校の子どもの居場所として新たな選択肢を作っているのかもしれない。放課後等デイが、教育現場においてどのように認知・理解されているのかはわからないといった意見です。

子どもの発達保障と生活支援の視点から、各関係機関・施設がその役割をもって各々子どものことを考えているはずですが、しかし、実際の現場をはじめ、本人や保

護者・家族が子どもの今後に不安を感じているのも事実です。誰が子どもの生活を見渡して、トータルで責任をもって考えられているのであろうか、という不安があります。ゆくゆくは安心して学校に戻れるように各関係機関が子どもたちの情報を共有して、大人になっていくという道筋を作れるように教育・福祉・行政のつながりが必要ではないかという風に考えています。そのために、去年に十分できなかったこととして、上手くいったケース、上手くいった学校との連携の話を十分にできませんでしたので、どうして上手く繋がることができたのかということも検証しながら、子どもを見守る目が行政・教育内で1つのルールとして、形をつくっていく必要があるのではないかと考えていますので、こういったことをこども部会では話し合っていたらと考えています。以上です。

#### (新崎会長)

ありがとうございました。続きまして、発達障害支援部会の方から報告をお願いします。

#### 発達障がい支援部会（檜尾委員）

発達障害支援部会の報告をさせていただきます檜尾と申します。よろしくお願いたします。

今回報告書として配布させていただいております内容につきましては、昨年の11月の全体会に出させていただいた時に3年間の総括として、挙げさせていただきましたので、その後、大きな進捗というものはありませんでしたので、同じ物を掲載させていただいておりますことをご了承いただけたらと思います。本部会は3年の有期限というところでスタートしまして、平成27年度から平成29年度で終了するということ所で動いてまいりました。

部会の設置目的としましては、発達障害及びグレーゾーン（境界域）とされる方は人口に占める割合が非常に高い6.5パーセントとされているにも関わらず、従来の施策では十分な対応がなされていないといった現状がありました。また発達障害と診断される方は年々増加されており、地域における関係者の横断的な連携や支援体制の整備についても進んでいるとは言い難い現状がございましたので、当部会はそのような地域課題を解決すべく、様々な関係機関との連携システムの構築と、ライフステージを繋ぐといった、横を繋いで縦を繋ぐという、切れ目のない支援体制をつくることを目指して活動しました。当部会は、まず児童と大人分科会に分けま

して、それぞれ議論を行い、部会にあげて集約するという形をとってまいりました。部会のメンバーは精神科ドクター、大学准教授、そして大阪弁護士会の方からは、触法関連に強い弁護士の方、そして大企業特例子会社の部長の方と様々な有識者の方々にご登壇していただきまして、色々議論を行ってまいりました。

まず、平成 27 年度の活動内容は主に課題収集を行いました。児童分科会では、地域の現状、そして家庭、学校、とりわけ福祉サービスにつながらない、グレーゾーンの子ども達への対応がどうなっているのかという課題が様々挙がりました。そして、大人分科会につきましては、支援難易度が高い人への対応について、これについてたくさんご意見が挙がりました。自己理解の困難さ、家族支援、支援者教育そして、つなぎ先が少ないケースへの対応をどうしていったらいいのか、それらを踏まえまして、アセスメント、評価機能なんですけど、アセスメントとコーディネーター機能の必要性などが課題として挙がってまいりました。それらを部会で様々な有識者の方々から話題提供を受けて 1 年間進めました。

平成 28 年度の活動内容は、その課題について東大阪市内の社会資源の把握をして、まず、ニーズを確認しながら、これらをどのようにまとめていったらいいのかという 1 年間になりました。児童分科会では、成人期に多くなります二次障害の発症について、予防するためにもやはり、幼児期・学齢期の中に早期に気づき、必要があるというところでは、まず相談窓口がとても重要になってくるということになりまして、東大阪市内の西・中・東の地域の相談体制、この頃はまだ委託相談の形が 7 つのリージョン区域がまだこれからというところもありましたので、まずは、地域の相談窓口、そして教育の方ではどういった相談機能があるのかということを確認してまいりました。教育の方ではとりわけスクールカウンセラーとか、SSW さんですね、スクールソーシャルワーカーの存在を知ることになりまして、この SSW さんの存在が、福祉と教育の連携に非常に有効であるのではないかと確認しあってまいりました。結論としまして、これが社会資源の見える化を図るという目的でマップの作製という風に動きました。大人分科会では、相談窓口の対応だけでは難しく、他の支援機関との連携が不可欠であったり、その支援プロセスに関わった機関がチームを形成して、多層的に関わるということが非常に有効ではないかということを確認してきました。そこで、企業の方も大人分科会にはご参加いただきまして、ウェブシステムを利用した就労定着支援ソフト「SPIS (エスピス)」というものがございまして、その話題提供も企業の方から積極的にしていただきまして、2 名の方をモデルケースとして策定いただき、一定期間導入し、そして記録を取

ってきました。大人分科会の結論としましては、多層的支援の事例集の作成というものが必要であるのではないかと、チームで支える仕組みを具体的に記載した冊子を作製して、現場の支援者に配ってもらいたいという意味合いの目的で作っていくということに決定しました。部会については、マップの作成とそして、事例集の作成というところで、まずは、部会にいる有識者の方々に整理をしていただいて、注意しなければいけないのが、本人目線になっているのかとか、個人情報取り扱い等ということの非常に重要なご助言をいただけてきました。

最終年度である平成 29 年度の活動内容としましては、解決のための成果物作成というところに一点絞って、これは作成にまつわる会議に集約をしまいいりました。これまで学齢期と成人期は各分科会に分かれて議論を重ねてきたのですが、1 つに繋がるという方向性が 3 年目見えてまいりました。学齢期から見た成人期の現状把握から、二次障害を予防するために早期支援が必要であること、成人期から見た学齢期への提言としましては、大人になって、二次障害を発症し、支援困難な状態になる前に手立てを講じる事が必要であるという提言、そして、仮に支援困難な状態になったとしても、東大阪市内の複数ある色々な支援機関が手と手を取り合って、チーム形成がなされていますので、それらを多層的なチーム形成をすることで、問題解決につなげているということを学齢期に向けて提言してまいりました。それらを 1 つにまとめた成果物を作成する。それらが、学齢期から成人期へのつなぎになるのではというところで 1 年間やってまいりました。現在、この事例集につきましては、当部会は 3 月末で終了しているものの、事例集はまだ実は完成しておりません。この提供につきましては、児童の方では 15 事例の提供がございます。大人分科会の方でも同じく 15 事例の提供がございます。今、その内容について個人情報、ご本人が特定されないように、1 つ 1 つのケースを入念に、これで問題がないのかというところを事務局の方で精査している段階であります。そして、この事例集は、あくまでも東大阪市内の支援者向けの事例集というところでもありますので、今後、これが出来上がった時に、どのように市内に配布していくのかというところがまだ、課題として残っておりますので、そこを、協議会の方でどのようにしていったらいいのかというところを部会自体ありませんので、また今後ご議論していただいたらありがたいと思っております。

そして、次ページをめくっていただきまして、この事例集に関しては、まだ本当に申し上げた通り完成しておりませんので、渡すわけにはいかず、ここに挙げておりますのは、サンプル事例を掲載させていただいております。これらをまた、ご参



考にさせていただいて、できるだけ早く仕上げ、市内に支援者向けに配布していきたいと思っております。私の方からは以上です。

(新崎会長)

ありがとうございました。ご丁寧なご報告いただきました。今2つの部会の報告がありました。何か、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。子ども部会の場合でしたら、教育と福祉の連携というご指摘があったんですけども、支援学校の先生方、何か所管とか、意見・感想で結構ですけどもどなたか、お聞かせいただければ光栄です。宜しく願いいたします。

<東大阪支援学校 坂田委員>

東大阪支援学校の坂田でございます。教育に携わる者としましては、非常に耳が痛い話だなという風に感じました。実際、支援学校であっても、なかなか登校させてくれない保護者であったりとか、放課後デイを使う使わないに関わらず、そういったケースはあるので、必ず、支援学校なんかであれば、福祉と必ず連携してというところから、まずスタートしようをいうことではやってるんですが、今回色々報告を見させていただくと、全く連携を取っていないというケースがあるということにまず、正直驚かされました。やっぱり学校頑張らなあかんというのがあります。福祉の方からこういう状況では声はかけにくいんです。学校は学校に来てないのわかってますよね。だから、まず学校がどう動くのかということだろうし、義務教育段階であれば、市の教育委員会がどこまで入ってちゃんと話を進めるのか、調整するのかというところがあるのかなという風に感じました。現状と意見のところを見せていただくと、全くこんな感じなんですよね。やっぱり学校現場でいうと、子どもへの支援として親のニーズに合わせるだけでいいのかというところも実際ありえますし、別に学校なんていなくていいよという声も聞こえてきそうな話もありますし、放課後等デイが不登校の子どもの居場所になっていないかというところは、本当に今の時代の大きな課題なんだろうなと。今までそういうことはなかったんですが。居場所をどこかには求める必要があって、どんな形になるのが1番いいのかはわからないんですが、居場所あった方が良いに決まっているんです。そういう意味では放課後等デイというのは、ある種安心できる部分なのかもしれないんですが、ただそれが、今だと連携もされなくて、放置されてしまっているような状況で、放課後等デイがどうしていいかわからないと困るような状況というには、やっぱり本人、子どもにとっては、いい状態ではないですよね。そこを連携していく仕組みと

言う意味では、やっぱり学校が、私が言うのも何なんですけど、「頑張らないと」と感じました。

(新崎会長)

個人情報保護というところが一つの壁になっていると言うところを考えていけないといけない。従来から、学齢期と厚労省や福祉というところの、生活をみていくところのつながりを課題として残していますが、今そこにもう1回踏み込んでいけない課題だなと思って、先生の話をお聞かせいただきました。

他の先生方のご意見とかもよろしいですか。何かあれば。

<八尾支援学校 東野委員>

ほぼ今言っていたと思うんですが、今回僕は4月から八尾のというところですが、それ以前も別の学校でしておりましたので、うちの学校の事例でいうと、不登校ではなく、引きこもりの子であれば、何かの機会を外にでれるのであれば、それがデイサービスであったとしても、行ったらいいやんという言い方はしますし、別の事例ですが、違う市町村の学校で、引きこもりの子がいて、うちの支援学校の子どもと一緒にすることで、支援学校であればいけるかなということで逆に、支援学校の方で登校を開始されたという事例も僕の中では過去にはありますので、良いような使い方ができるということを周りの大人で考えていくということが大事なんかなと思っております。

(新崎会長)

ありがとうございます。学校と地域の相談機関が連携していくというのが当たり前の話かもしれませんが、そういったところがこれから必要になってくるということですね。

他にはいかがでしょうか。

(中西委員)

放課後等デイサービス・児童発達支援の連絡会会長をしております、中西です。今、先生方のお話にありましたが、連携の方は、支援学校さんとの方はしっかりと取れてきているなというのが実際。平成24年にこのサービスができたが、その時はなんのこっちゃよくわからない、事業所もわからない、学校もわからないという状況だったんですけど、6年経って支援学校の先生たちも非常に色々なことを相談できるなという風になってきておるんですが、まだ、地域の学校に関しては、非常に厳しいところがありして、そこは東大阪市だけではないですけども、たぶんどの行政も悩んでいるところではないかなと思いますので、地域の学校とも連携がとれ

るようにしていきたいなと思っております。ただ、不登校の子どもさんが、放課後等デイサービス利用することを良いと思われるように、これからももっと連携していかないといけない、当然、行政の方にも入っていただかないといけないですし、そこで、くらし部会まで戻りますけど、相談支援のことというのは、市の相談支援というところも、しっかりと東大阪は連携取れているので、そういうところもきちりと使って行きながら、本人を中心として、学校、当然家族があつて学校があつて、その次にデイサービスがあるというのをきちりとやっていけば良いんではないかなと思っております。支援学校の先生方にはいつもご協力いただいていると事業所の連絡会でそういう話にはなっていますので、よろしく願いいたします。

#### (新崎会長)

ありがとうございます。

それと他に、CSW という地域の中でご家族の生活支援、ファミリーサポートを中心とするところと、スクールソーシャルワーカーとの連携、地域の相談支援機関との連携とかもまた、検討していけたらいいかなというふうに聞かせていただきました。

それから、檜尾さんをご発表いただきました、発達障害支援部会、3年間本当にありがとうございました。お話しを聞かせていただいて、連携の重要性とか、今とてもご苦労されている事例集、是非、こういったことがあつて、専門機関で共有できると生きづらさを抱えている子どもさんや、障害者の方に有効だと思いますのでこれで、3年の期間は終わられたということですが、継続して作成よろしく願いいたします。

各部会からの説明は以上になりましたけれども、最後に協議会の取り組み状況として、就労部会及び、地域生活支援拠点プロジェクトチームの取り組みにつきまして事務局の方からご説明いただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

#### 就労部会（山崎事務局長）

失礼いたします。協議会事務局長、山崎です。

本日の資料に入っております資料2にあります、協議会の組織関係図の中の部会・分科会等にくくられております就労部会・地域生活支援拠点についての報告を現状という形で報告をさせていただきます。

就労部会の方ですけれども、障害者就労に係る地域課題としまして平成28年度末までに検討されてまいりました医療と福祉の連携、また教育と福祉の連携というこ

とについては具体的な方向性を見出したということで、平成 29 年度以降はその方向性に基づく具体的な実践と協議会事務局による進捗管理という形で進行しております。部会としての課題検討という形はとっておりません。障害者就労に関わる課題が消失したわけではありませんが、現状といたしましてはハローワーク、障害者就労・生活支援センター、就労支援ネットワーク協議会また施設連絡会等、既存の団体での取組み、また行政の対応等の情報ということを運営委員会で集約、また共有しながら新たに部会形式での集中的な課題検討が必要となった段階で検討したいと考えております。

#### 地域生活支援拠点 PT（山崎事務局長）

平成 29 年度末までのいわゆる第 4 期障害福祉計画の期間中に、各自治体で 1 ヶ所の地域生活支援拠点を整備するという国の指針に基づきまして、協議会内にプロジェクトを設置しました。そこで整備案を一定作成して、予算計上まで行った次第です。しかしながら、全国的に整備が進んでいない状況を鑑みまして、国が第 5 期障害福祉計画期間中、いわゆる平成 32 年度末までに整備をなさいと指針を変更したことによりまして、改めて東大阪市においても、一旦作成した整備案をもう一度検討するという形をとるということになりまして、昨年度の後半からプロジェクト会議を再開し、今年度も継続的に検討を行われることになっております。以上でございます。

#### （新崎会長総括）

若干とりまとめとはいきませんが、初めて会長という形で話を聞かせていただきました。それぞれの部会で本当に難しい課題についてご協議いただいたり、これからもしていただくということなんですが、二つの視点からコメントをさせていただけたらいいかなと思います。

一つは地域福祉の分野では、“助け上手・助けられ上手”という言葉が結構僕なんかはヒットしています。つまり専門職も一緒なんですが、それぞれの各学校、相談機関の助け上手、専門としての例えば知的障害をずっとやってきておられたところ、精神障害の方々の支援をずっとやってこられたところ、肢体不自由それぞれのご専門では助け上手、支援上手なんだろうと思います。ただ、いま出された課題というのは専門が学際的にというのかまじりあっていくというようなところで一つの専門性で解決ができないような複合多問題の課題があるときに専門職自身が助けられ上

手、つまり自分の専門性のできない部分については「ちょっとお願いします」と、医療や弁護士、学校の先生等、専門職で多職種連携をしていくことが自立支援協議会では必要だと感じました。

もう一つは地域協働、住民力ということです。辛いお話ではありますが、2年前にやまゆり園の事件がありました。その中に優生思想殺人は良くないけども、障害のある方々に支援が偏る、そのお金をもっと有効に使ってはいかがだろうか、という意見なんかも住民の中でかなり出てきているということが、非常に大きな課題かと思われれます。障害のある方々が地域で安心して生活するためには、今日お集りの皆さんの専門的な支援と同時に地域の方々の深い理解、共生社会ということについて考えていかなければならない。そういう意味で行くと福祉と教育の協働は必然であるという風に聞かせていただきました。専門職が専門的な領域をしっかりとやっていくと同時に、そういった取り組みを地域の方に広く理解していただくことで障害のある方々やご家族が安心して生活していくことにつながっていくでしょうし、今日はあまり出ませんでしたでしたが介護に関わる方々の人材不足ということもそういう障害のある方々の支援の理解に関わってくるのではないかと思います。

少し時間は押してしまいましたが東大阪市自立支援協議会を終わらせていただけたらと思います。今日第1回、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

#### (司会)

本日はお忙しい中ご出席頂き、誠にありがとうございました。  
今回の議事録につきましては、作成しだい送付させていただきます。

以上で、平成30年度 第1回東大阪市自立支援協議会を閉会させていただきます。